

米沢市子どもの貧困対策推進計画（案）に係るパブリック・コメントの結果について

米沢市子どもの貧困対策推進計画（案）について、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。皆様からいただいた御意見を、今後の計画の推進に役立ててまいります。御意見に対する市の考え方は以下のとおりです。御意見の内容は整理し、一部要約しております。

1 計画の名称

米沢市子どもの貧困対策推進計画（案）

2 意見を募集した期間

令和5年2月1日（水）～令和5年2月21日（火）

3 意見の提出者数、提出件数、内訳

提出者数14名／提出件数30件（そのうち計画を修正した件数 4件）

区分	1	案に反映できるもの	4件	基本理念について	1件	経済的支援	2件
	2	既に盛り込み済みのもの	6件	不登校への支援	2件	物資の支援	1件
	3	今後の参考になるもの	19件	学習支援	2件	支援体制について	2件
	4	反映できないもの	1件	妊産婦への支援	1件	支援策の周知について	5件
				多子家庭への支援	2件	ひとり親への支援	2件
				ヤングケアラー	1件	計画の推進体制	1件
				支援員の訪問希望	1件	支援者の知識向上の取組	1件
				子どもの居場所・子ども食堂	4件	構成機関の掲載について	1件
				保護者の就労支援	1件		

4 意見の内容及び意見に対する回答

次ページ以降に記載しています。

米沢市子どもの貧困対策推進計画（案）に係るパブリック・コメントの結果について

番号	編・章	頁	意見の内容	回 答	修正 の有 無	区 分 (※1)
1	第 3 章 1 基本理念 第 4 章 ●子どもの貧困対策に関する指標	P.17 P.36	●基本理念の実現などについて 現状を調査されよくまとめられていると思います。基本理念にある「未来を拓く子どもの夢と笑顔を照らすまち」と掲げられているように、本推進計画が米沢市で生まれ、そして暮らしていく全ての子ども達が夢を持って生きていけるようになることを切に願います。 ぜひ多くの人に見てもらいたい内容だと思いました。少しでも P.36 で出されている指標の目標値に近づけるよう、できることを協力していきたい。	ご賛同いただき、ありがとうございます。 基本理念は、子ども達が夢を持って成長していく姿を周りの大人や地域の人々が応援しているイメージで考えました。 基本理念の実現に向けて、施策の実施と指標目標値の達成に尽力いたします。 子ども達を照らす周りの大人や地域の人々の一員として、今後とも本計画の推進に御協力いただきますようお願いいたします。	無	2
2	第 4 章 【分野 1】子どもに対する支援 (施策 1)教育支援の充実	P.20	●支援学級や不登校の子どもへのオンライン授業 支援学級の児童に対してや不登校の子どもたちに対してのオンライン授業の実施をお願いしたいです。 他市町村等は進んで行っている場所もありますし、学校へ行きたくても行けない子に対しての支援の充実は今後の多様化していく社会に必要不可欠だと存じます。	(学校教育課回答) GIGA スクール構想の実現により、令和 3 年 3 月に 1 人 1 台端末の環境整備が完了し、令和 3 年度から授業や持ち帰り学習で活用しています。 現在は、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖時のオンライン授業だけでなく、学習機会保障の観点から、不登校児童生徒や別室登校児童生徒へのオンライン授業の実施を進めています。 今後も個々の児童生徒の状況に寄り添い、オンライン授業を含め、必要な支援を見極めながら、学習機会の保障に努めてまいります。	無	3
3	第 4 章	P.22	●学習支援カフェ	子どもの居場所の充実は、近年の地域とのつながり	無	3

	【分野 1】子どもに対する支援 (施策 1)教育支援の充実 4 学習体験機会等の確保		子どもの居場所のための支援に、「子ども食堂」がありますが、米沢市子どもの生活に関するアンケートで、保護者の子ども食堂への参加意向が2割弱と低く、また、参加させたくない理由が「必要性を感じないから」が高く、子ども食堂への参加を増やすためには、保護者が必要と思う内容にしないかとは思いました。子どもが参加したいと思っても、小学生などは特に保護者の許可が必要で、参加するかしないかは、保護者次第になると思います。そこで、学習支援について、保護者の関心が高いことから、子ども食堂と学習支援を合わせて行えば、参加者が増え、子どもの居場所になるのではないかと思います。	の希薄化、核家族化などの面から、重要なものと考えています。 ご意見のとおり、子どもの子ども食堂への参加意向に比して保護者の参加意向が低いと、保護者の関心の高い学習支援と子ども食堂を融合した「学習支援カフェ」のご提案は、子どもと保護者双方の希望を満たすものであり、子ども食堂の利用促進に効果があると考えます。 県内他市の子ども食堂で、学生ボランティアを活用した学習支援を実施し、好評を得ている事例もあります。 そのような事例も参考にし、子ども食堂を運営している各団体と連携を密にし、アイデアを出し合いながら、子どもと保護者双方のニーズに合わせた子どもの居場所の充実を推進してまいります。		
4	第4章 【分野 1】子どもに対する支援 (施策 1)教育支援の充実 4 学習体験機会等の確保	P22	●学習支援について 子どもの貧困から抜け出すために、学習の機会を設けることは重要なことだと改めて感じた。 だが、学習支援への参加意向を見ると、参加させた意向は4割であり、半数を満たしていない。理由も主に経済的な理由であり、仕方なく選ぶという思いが伺える。 市内の学習塾などと同様な質を提供できるような学習支援があることで、質の高い貧困対策が行えると感じた。	子どもが自分の可能性を広げ、将来自立していくために、学習支援は重要なものと考えております。 学習支援の希望理由には、経済的な理由の他に、「学校だけでは勉強がわからないようだから」、「仕事などで忙しく家で勉強をみてあげられないから」なども半数近くの回答がありました。「仕事などで～」の方は、ひとり親家庭で特に高く、学習支援は家庭学習や保護者の目配りを補足する側面もあります。 まずは学習機会の確保や基礎力の定着のため、参加者を増やしていくことを一番の目的とし、その上で個人の状況に応じた支援を行ってまいります。	無	3
5	第4章 【分野 1】子どもに対する支援	P22	●不登校支援について 不登校支援についてはもう少し、相談に来てくれれば	(学校教育課回答) 不登校や発達障がい等に不安を持つ保護者等が	有	1

	する支援 (施策 1)教育支援 の充実 5 子どもの悩みに寄り添い学校生活に 適応する力を育むための取組		というスタンスではなく、もっと積極的な介入ができるものでないと現状難しいと感じます。	学校以外でも相談できるように、適応指導教室（以下「ガイダンス教室」とする）を相談窓口としています。 また、ガイダンス教室は、保護者からの相談だけでなく、学校との連携を密にして、不登校及び学校不適應を起こしている児童生徒の把握に努めており、ガイダンス教室としても積極的に不登校支援に関わっています。 なお、施策について、以下のとおり修正いたします。 P22 ガイダンス教室による相談及び学習支援 「不登校及び発達障がい等の学校不適應について相談に応じます学校と連携して支援を行います。」 また、不登校や不登校傾向の子どもに対して、学年や個に応じた学習を支援します。」		
6	第 4 章 【分野 1】子どもに対する支援 (施策 2)生活支援 の充実 1 妊娠期からの切れ目のない支援	P.23	●支援者がいない妊産婦に対する支援 出産・育児をする際に、支援をしてくれる人がまわり にいない妊産婦に対して、出産後一緒に育児を支援して くれる入所施設や支援体制が必要と感じる。	核家族化や地域とのつながりの希薄化などによって、 周りからの支援が得られない妊産婦について、令和 5 年度より子育て世帯の家事・育児を支援する「子育て 世帯訪問支援事業」を実施します。 これまではひとり親世帯を対象とした家事支援・育 児支援のみでしたが、それ以外の家庭でも支援が必要 な場合に対応できるようになります。本市には母子が入 所する施設はありませんが、このような家事・育児支援 を利用した子育ての負担軽減を推進してまいります。 （健康課回答） 子育て世代包括支援センター（健康課）では、保 健師等の母子保健コーディネーターが妊娠期から子育て 期まで切れ目のない支援・相談を行っています。 妊娠届時には母子保健コーディネーターが面接し、出 産に向けての心構えや過ごし方をまとめた「子育てサポー	無	3

				トガイド」の提案や地区担当保健師の紹介を行い、安心して赤ちゃんが迎えられるような支援を行っています。妊娠期は女性にとって大きな身体の変化があり精神的にも変化をきたしやすい時期であり、今後も妊婦の心身の健康状態や不安に寄り添い支援してまいります。 出産後は赤ちゃん訪問を全員に実施し、必要な方には訪問や電話を継続しています。さらに、出産後の母子に対し心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業のうち、短期入所型を令和3年度から、居宅訪問型を令和4年度から開始し、産後の支援強化を図ったところです。 今後も、様々な事業や訪問や電話・オンラインを利用した面談での支援、地域の医療機関や子育て支援センターと連携しながら、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行ってまいります。		
7	第4章 【分野1】子どもに対する支援 (施策2)生活支援の充実 1 妊娠期からの切れ目のない支援	P.23	●多子家庭への相談支援 子どもの年齢が近く、多子(3人以上)の家庭では、妊娠中も他の子どものお世話をしたり、家事・仕事をしたり・・・と、とても母親に対しての体力的・精神的負担が大きいく感じました。 悩みや相談があっても、なかなか外に出られない、電話すらもできない状態もあります。 月に数回自宅を訪問してくれたり、様子伺いの電話があるだけでも助かると思います。 妊娠期だけでなく、全ての子どもが就学する頃までであると母親の心の安定にもつながると思います。	多子家庭のため、相談に行きたいけれどもなかなか行くことが難しいという状況は、大変なことだと思います。 訪問事業としましては、幼稚園や保育園に通っていない未就園児がいるご家庭を訪問する未就園児訪問事業や、質問6と重なりますが、家事・育児に不安や負担を感じる子育て家庭を訪問して家事支援・育児支援を行う子育て世帯訪問支援事業があります。 また、市役所に相談にお越しになれない場合は、まず電話等で相談いただいて、相談員による訪問や、電話等による継続的な見守りをいたしますので、ご相談ください。	無	3
8	第4章	P.24	●ヤングケアラーについて	ヤングケアラーの認知度は、保護者の半数、中学2	無	2

	【分野 1】子どもに対する支援 (施策 2)生活支援の充実 3 ヤングケアラーへの支援		ヤングケアラーにおける認知度が低いので、関係機関に対する研修を充実させて、早期発見・早期対応ができるようにしていくとよいのではないかな。	年生はほとんどが「よく知らない」、「聞いたことはない」という結果でしたので、ご意見のとおり、まだまだ認知度を上げていかなければならない状況と認識しております。 令和 4 年度は国で作成したヤングケアラー支援マニュアルを関係機関に配布したほか、子どもと身近に接する機関等のネットワークである子ども家庭支援推進協議会でヤングケアラーに関する取組の協議等を行ったところ です。 今後も P.35 の関係機関に出向いての研修会などにより研修を充実させてまいります。		
9	第 4 章 【分野 1】子どもに対する支援 (施策 2)生活支援の充実 3 ヤングケアラーへの支援	P.24	●支援員の訪問への希望 母が精神疾患を患っているので、子どもの前で泣いたりして、子どもが母の心配をすることでヤングケアラー的位置にいるかもしれないと心配になったりもします。支援員の方の訪問はぜひして欲しいです。それにより母の心の安定につながり、子どものためにもなると思うので、いろいろな方々の支援を必要としています。	市役所に相談にお越しになるのができない場合については、まずは市役所に電話等でご相談いただき、その内容に応じたパンフレット等を持参して相談員が訪問することも可能です。 また、質問 6、質問 7 と重なりますが、令和 5 年度より家事・育児に対して不安や負担を感じる子育て家庭やヤングケアラーがいる家庭等などに対して支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴しつつ、家事支援・育児支援を行う子育て世帯訪問支援事業を開始します。 不安や悩みを一人で抱え込まないような体制づくりを推進してまいります。	無	3
10	第 4 章 【分野 1】子どもに対する支援 (施策 2)生活支援の充実 4 子どもの居場所のための支援	P.25	●子どもの居場所への支援に関して 子ども食堂について、アンケート(抜粋)より、参加したくない理由の 9 割が「必要性を感じない」という結果になっている。また、その中でも「参加することで貧困だと思われる、いじめられたりしないか心配だから」「どんな食事が提供されるかわからず心配だから」という項目がある。	子ども食堂など、子どもの居場所を広めていくためには、誰でも行きやすい雰囲気づくりは重要なものと考えております。 また、周知方法についても、ご意見のとおり、広報のみでなく、様々な方法を使って子どもの居場所を周知していくことは大切だと考えております。このことから、市のホームページ内で、各団体の活動内容や、今後 1 か月	無	3

7

				なお、施策について、以下のとおり修正いたします。 P25 子どもの居場所への支援 「子ども食堂を含めた子どもの居場所の活動について周知するほか、<u>各地区の公共施設の活用等を支援し、子どもが地域の大人に見守られながら、1人で参加しても安心して楽しく過ごせる場を提供します。</u>」		
12	第4章 【分野1】子どもに対する支援 (施策2)生活支援の充実 4 子どもの居場所のための支援	P25	●子どもサロンについて から・ころセンターの子どもサロンをよく利用しています。子ども無料、大人 100 円でご飯を食べられることと、子どもが遊んでもらえることがとても助かっています。フードバンクもとても助かり、子どももニコニコ食べています。ぜひ、これからも続けていって欲しいです。	子ども食堂等、子どもの居場所の充実や、食材提供の取組の支援は、本計画の重要施策としていところ。 市と運営団体で連携を深め、より利用しやすい子ども食堂や食材提供の取組を推進してまいります。	無	2
13	第4章 【分野2】保護者(家庭)に対する支援について (施策3)就労支援の充実	P26	●保護者に対する就労支援について 保護者に対する就労支援について、非正規雇用等で困窮し、ステップアップ意欲がある方に対しては、資格取得等に係る支援をこれまで以上に周知し、活用できる機会を増やしていただきたい。 一方で、本人が正規雇用を希望しても、常識的な言葉づかいができない、服装に清潔感がないなど、客観的にみて正規雇用が困難な方もいると思われる。 そのため、資格取得等の資金的な支援のみならず、就労準備等において、一般的な常識（言葉づかいや態度、服装や容姿など）を身につけることができるような支援について、今後検討いただきたい。	(社会福祉課回答) 生活保護受給世帯や生活困窮者世帯に対する就労支援については、就労支援員等を配置し、被保護者等の能力や適性、就労経験等を考慮し、求人情報の収集やハローワーク等への同行支援をはじめ、履歴書の書き方や面接時のマナーなど就労に対する不安や疑問に対して相談支援を行っております。 また、引きこもりや長期間就労経験等がない方については、家族以外の支援者等との関係づくりや規則正しい日常生活をおくるための生活習慣の見直し、社会生活を行う上での不安に対する相談を就労準備支援として、相談者等の状況に応じ時間をかけて支援に取り組んでいるところです。 頂いた御意見内容を踏まえた上で、引き続き就労	無	3

				支援について積極的に取り組んでいきたいと考えております。		
14	第4章 【分野2】保護者(家庭)に対する支援 (施策3)就労支援の充実 4 子育てと仕事の両立支援	P27	●多子家庭への就労支援 ひとり親の方もそうですが、多子家庭の母親の就労支援も必要だと感じます。 子どもが小さいうちは体調不良になりやすく、就労しても欠勤、早退が多く、まともに働けませんでした。コロナで、保育園や小・中学校も、子どもの体調が少しでも悪いと子どもを欠席させなければいけなく、家で待機できないお子さん(小さい、障がいがあるお子さん)を持つお母さんは、その度に仕事を休まなければいけなくて大変です。	お子さんが体調不良になった際に利用できるものとして、一時預かり事業、病児保育事業、休日保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などがあります。 多子家庭への支援として、一時預かり、病児保育、休日保育には割引制度はありませんが、ファミリー・サポート・センター事業には兄弟で預ける場合は2人目半額となる割引制度があります。 質問 7 の相談支援と合わせて、多子家庭のお母さんの支援を推進してまいります。	無	3
15	第4章 【分野2】保護者(家庭)に対する支援 (施策4)経済的支援の充実 2 教育・保育費に対する支援	P29	●小学校就学時からの金銭的な補助について 母が働けないために、お金の心配があります。保育園は補助があるので安心ですが、小学校から(学童含め)今より金銭的補助があれば助かります。	小学校・中学校では、経済的理由によって就学困難と認められる保護者に対し、学用品や給食費等について一年を通じて補助する就学援助の制度があります。また、学童クラブを利用する場合も、補助制度がありますが、どちらも所得制限があります。 経済的補助制度はこれらになりますが、学校生活が始まるにあたって、ご心配なことがおありの際は、子ども家庭課にご相談ください。	無	2
16	第4章 【分野2】保護者(家庭)に対する支援 (施策4)経済的支援の充実 2 教育・保育費に対する支援	P30	●経済的支援の充実 教育費に関しては、我家は就学援助をいただいています。とても助かっております。高校進学は迷いました。夫婦の収入が低いので、入学準備費用はもちろん、部活、電車代、月々の学費が支払えるのか毎回不安です。 義務教育ではないので「行かない」選択肢もありますが、実際のところ中卒で働けるところがないので行かざる	高等学校の授業料については、所得要件を満たす場合に実質無償化または軽減する「高等学校等就学支援金制度」があり、全国の約8割の生徒が利用しています。 また、就学支援金とは別に、低所得世帯に対して授業料以外の教育費(教科書代、教材代など)の負担軽減のための「高校生等就学給付金等」もあります。 どちらの制度も、要件は所得要件のみとなっており、	無	2

			をえないです。 学力があれば奨学金制度も利用できますが、学力が低いなど、発達障がい(L D)の子どもには厳しいと思います。	成績等の要件はありません。 まずは、支援制度について学校にご相談ください。		
17	第4章 【分野2】保護者(家庭)に対する支援(施策4)経済的支援の充実 4 物資の提供の取組	P31	●物資の提供の取組 ひとり親、多子家庭にとって、食材や子どもの物(衣類や学用品)を分けていただけるのは大変助かることだと思います。 育ち盛りの子どもに十分な食べ物を与えられない、年に見合った物を与えられない(イジメにつながるケースもあります)ことは、子ども本人、母親にとっても苦しいことです。	市役所では今年度からフードドライブを行い、子ども食堂主催のフードパントリーに役立てました。物価高騰もあり、フードパントリーなどの需要はますます高まると予想されます。 市と運営団体で連携を深め、より利用しやすい食材提供の取組を推進してまいります。	無	3
18	第4章 【分野3】支援体制づくりに関する取組	P32	●分野3 支援体制づくりに関する取組について 「保護者の子育てや・・・まち全体で子どもと家庭を支える仕組みづくりが必要です。」とあり、子どもの発達・障がいについて社会福祉課のほか、ひまわり学園に設置した児童発達支援センターにおいて様々な相談に対応し、18歳までの切れ目のない支援を行います。とありますが、そもそも本当に困った方しか相談には来ないと思います。行っているかもしれませんが、アウトリーチを行い、声を出せない支援を必要としている方に届くようにしていただきたいです。 また、小学校などでも本来支援が必要な子どもがいるのが現実です。普通学級で授業を聞いてもらえない、授業と関係のないことをしてほかの子の授業を妨害する、騒ぐなど家庭に問題があるか、もしくは何かしらの障がいがあるのかもしれませんが。そういうところからも支援の目を向けていただきたいと思います。教員だけでは支援	(社会福祉課回答) 子どもの発達・障害について悩んでいる方の中には、相談に行くことをためらっている方もいらっしゃるかもしれませんが、現在のところ、市ではアウトリーチによる相談は実施していない状況です。 常日頃、子どもに関わる保育施設や学校の職員や教員等がそういった方の状況を早期にキャッチし相談につながるよう、スキルアップを図るとともに、関係団体との連携を強化して支援してまいります。 学校等では、気になる行動がみられる子どもがいる場合、保護者を通じて専門機関の相談を勧めています。また、子どもの療育支援としては、学校等へ専門職が訪問し、支援者へ集団生活に適応するための専門的なアドバイスをする保育所等訪問支援事業があります。 今後も、学校と関係機関が連携を図り、相談や事	無	3

			を行うのは難しく様々な職種の支援が必要だと思います。	業を活用しながら専門家による支援を実施してまいります。		
19	第4章 【分野3】支援体制 づくりに関する取組	P32	●支援体制の拡充について イメージの問題もあるかと思うが、子育ての悩み、何かあった時に駆け込める場所、それが役所となるとどうしても遠慮、億劫などのバイアスが働き、声が拾いづらくなる印象。他の自治体では児童家庭支援センターを設置していたりして、24時間切れ目のない相談体制、定期的な親子サロン、子育て研修会など開き相談を聞く側と相談する側の距離が近いのが実態。 結果、貧困家庭及び貧困家庭予備軍を広く把握することに繋がり、重度化する前に手立てが打てたり、支援開始のタイミングが早くなるのではないかと考える。 また、チラシやSNSでの発信など、よくありがちな活動のように感じる。結局それは発信しているようで実は受動的なスタンスではないか。声を待つ、こちらは間口を開いていますよ、ということではなく実態として集まりやすい場所を作り、人がこなくても定期的にイベントなどを継続して行っていくことが重要と考える。	県内2か所に設置されている児童家庭支援センターでは、24時間の相談対応や定期的な親子サロン、研修等を開催しており、ご意見のように、相談する側と受ける側の距離が近くなる効果があると思います。 しかしながら、本市には児童家庭支援センターがなく、置賜圏内にもないため、同等のことができないのが現状です。 本市で、予約不要の子育ての相談ができる場所としては、未就園児は5つの保育園に併設した地域子育て支援センター、市内3か所の子育てサロン、月2回もいく広場に保健師が出向くもいく広場健康相談があります。 また、これからのことにはなりますが、アクティー米沢を改修し、屋内遊戯施設を併設した「子育て世代活動支援センター」は、小学生までを対象としており、令和5年10月オープン予定となっております。そこでは相談室は設けませんが、気軽に相談できる体制を検討しております。	無	3
20	第4章 【分野3】支援体制 づくりに関する取組	P32	●支援を周知するための取組 子どもの発達の相談窓口や施設・取組が周知されていません。小・中学校の先生に聞いても、わからなくて教えていただけませんでした。 親の立場から考えると、まずは子どもが行っている保育園や学校に相談すると思うので、そういった所に周知してもらおうのがよいと思います。	(社会福祉課回答) 社会福祉課では、「障害福祉サービスガイド」・「障害児(者)の福祉ガイド」を作成し、必要な人への配布の他、市のホームページへの掲載などにより、相談窓口や福祉サービスについて周知しておりますが、小・中学校の先生方からも福祉サービスについて情報が欲しいとのお声が届いております。 今後、保護者にとって、より身近な存在である保育	無	3

				施設や学校へも十分に情報が届くよう、「障害福祉サービスガイド」・「障害児者の福祉ガイド」の配布等により、情報提供を行ってまいります。		
21	第4章 【分野3】支援体制 づくりに関する取組 (施策5)相談・支援 体制の充実 4 ひとり親等の相談 支援	P33	●ひとり親を対象とした無料の電話相談 ひとり親の家庭に関しては、ちょっとした相談をするための無料の電話相談ダイヤルを作ってみたらどうか。また、相談員は、ひとり親として子育ての経験がある方など、保護者の気持ちに寄り添える人にしたらどうか。	ひとり親に限らず、無料の電話相談窓口がいくつかありますので、それらを周知してまいります。 また、相談員は、保護者に寄り添って相談に応じられるような人を採用しており、採用後は研修等で専門的知識を深め、様々な悩みのご相談に対応できるよう研鑽しています。 【無料の子育て等電話相談】 ・児童相談所相談ダイヤル 0120-189-783 ・24 時間子ども SOS ダイヤル 0120-0-78310 ・子どもの人権 110 番 0120-007-110 ・よりそいホットライン 0120-279-338	無	2
22	第4章 【分野3】支援体制 づくりに関する取組 (施策5)相談・支援 体制の充実 4 ひとり親等への相 談支援	P33	●ひとり親世帯への支援について 我家はひとり親家庭です。米沢市の様々な制度を利用したいと思っても所得制限という壁がいつもジャマをして、何も利用できませんでした。 娘は高校3年・・・結局、大学へ行きたいという夢も、あきらめさせてしまいました。人それぞれ私のように人様に言えないような事情を抱えている人はいると思います。 制度を何も利用することが出来ない、生活はとても苦しく貧困で、子どもにも影響を与えてしまっている人のために、ひとり親になってしまった家庭へ、家庭訪問をして、話を聞いてあげて、何か利用出来るような制度を米沢市自らの手で、つくり上げていてもらえたらいいなと	ひとり親に対する無利子・低利子の貸付は、県の事業である「母子寡婦福祉資金」や、社会福祉協議会の事業である「生活福祉資金」などがありますが、支援を受ける方において公平性を期すため、どちらの制度も所得制限を設けております。また、勤続年数によって返済の確証とする制度にはなっていないところです。 市役所の窓口に行って相談しにくいのご意見は、子ども家庭支援推進協議会等でもいただいており、家族の変化や経済的事情など様々な悩みを抱えた際に、一人で抱え込まずに気軽に相談できる場を提供できるよう、今後改善していかなければならないと捉えております。 質問9と重なりますが、ひとり親家庭や子育ての相	無	3

			思います。 子どもは大きくなっていきます。子どもの節目節目でお金を無利子で借りられるような制度があったらいいなと思います。正常な人は借りたお金は必ず返します。ひとり親の勤続年数など見極めてもらって、必ず返す・返される人にだけ、そういう利用出来る制度を米沢市独自に作ってもらえていたら・・・我家も助かったのになと、今さらながらに思っています。 事情あって離婚したばかりの頃や、その後もメンタルも不調になり、不安いっぱい心を開ざしている方がたくさんいらっしゃると思います(私もそうでした)。市役所に相談に来てくださいとピーアールされても、心閉ざしてメンタルボロボロで(恥さらしに行くようなもので)とても行く気になれない。行けないのが実情だと思います。 ですので、事情あってひとり親になってしまった方へ家庭訪問をして頂き、話をよく聞いてあげる時間をとって頂いて、色々と直にアドバイスしてもらえたら・・・貧困家庭を救うことにつながると思いますので、どうぞ、よろしくお願い致します。	談については、まずは電話等で市にご相談いただき、その内容に応じたパンフレットや資料を持参しての訪問なども可能ですので、一人で抱え込まずに、ご連絡をいただきたいと思います。 ほかに、児童扶養手当申請者向けに、児童扶養手当現況届申請時にひとり親家庭応援センターとハローワーク相談員による出張相談をしております。 また、質問 21 で記載した電話相談や、メール等で相談を受けるなど様々な相談方法を周知してまいります。 ひとり親等、様々な悩みを抱えた人が悩みを抱え込まずに相談できるような仕組みづくりを行ってまいります。		
23	第 4 章 【分野 3】支援体制 づくりに関する取組 (施策 7)支援を周知するための取組	P35	●支援制度の周知について 今から 10 数年前、主人が病氣休職し、私は子育て中でパート収入しかなく家庭収入の激減が予想されました。何か家計補助がないか検索し、準要保護世帯に該当するのではないかと考えられ、市の学校教育課に相談したところ、丁寧に説明していただき、まずは通っている小学校に相談してくださいとのことでした。それを受けて、さっそく、小学校に相談にいったところ、「どこからその情報を聞いたのか?」、「申請してもとおるとは限らない」	(学校教育課回答) 就学援助の周知についてのご意見ですが、現在は小学校に入学する前に行う「就学時健康診断」の際に、新入学を迎えるすべての保護者に対し、各学校から教育委員会で作成した周知用チラシを配布し、説明を行っております。 入学後、ご家庭の経済状況の変化による就学援助のご相談につきましては、それぞれのご家庭の状況が違うため、各学校で詳しくお話をお聞きしながら就学支援	無	3

			など、言葉は忘れましたが、当時の教頭先生にとっても冷たい対応をされ、こちらはただでさえ主人の休職で困惑していたのにとっても悲しかったことを覚えています。 申請は無事に受理され、以降は中学校卒業まで補助を受ける事ができ大変助かりました。基準を調べると、主人が休職していなくても家計収入は低くもとから該当することが後でわかりました。予算の都合もあり、広く周知することが難しいのかもしれませんが、子どもの貧困を考えるのならば、広く周知を徹底していただきたいです。	の内容について説明し、随時対応しております。 今後は、PTA 総会などの機会を捉えて制度についてさらに周知していきたいと思います。		
24	第 4 章 【分野 3】支援体制づくりに対する取組 (施策 7) 支援を周知するための取組	P35	●支援制度の周知について 私たち家族は、夫婦 2 人、子ども 2 人の核家族でした。家族に病人が出た場合、それぞれの実家を頼ることができず子育てに行き詰まることもありました。ファミリー・サポート・センターへの登録はしましたが、ほとんど利用することはありませんでした。子育て短期支援事業の存在も知りませんでした。核家族の子育てで実家に頼ることができない場合、想像以上に精神的・肉体的に追い詰められることがあります。当時にこのような事業を知っていれば、是非利用したいと思いました。広く周知をお願いしたいです。	子育て短期支援事業は、育児疲れ、保護者が仕事や病気等で子どもを養育することができない場合などに、児童養護施設に子どもを預けることができる制度で、核家族やひとり親等、まわりに子育ての協力を得られない方の負担を軽減する制度ですが、周知が行き届かず、知らない方が多いことは市として反省すべき点と捉えております。 計画にもありますとおり、支援制度の周知の強化に努めてまいります。	無	3
25	第 4 章 【分野 3】支援体制づくりに対する取組 (施策 7) 支援を周知するための取組	P35	●支援に対する申請について 行政は基本的に申請主義です。申請しなければなんの補助ももらえません。せっかくマイナンバー制度ができたのですから、マイナンバーで把握できる経済状態で申請できそうなものがあれば、該当者にせめて該当する補助金の通知を出してほしいです。	マイナンバーカードは、現在、法律で定められた税、社会保障及び災害などに限って使用できるものであり、また、本人の提示によって、行政が所得等を照会することができるものです。 よって、本人の同意をとらずに、それぞれの支援制度ごとに行政で該当者を洗い出し、通知することはできないものと考えます。	無	4

				支援制度について、知らないために支援を受けられないことなどがなく、きめ細やかな制度の周知に努めてまいります。		
26	第4章 【分野3】支援体制 づくりに関する取組 (施策7)支援を周 知する取組	P35	●ツールを利用した周知について P35 支援を周知するための取組について、幼、小、中、高校ではそれぞれに様々なツールで家庭と繋がっている、それらを利用させてもらって周知を広げていったらどうか。	現在、学校、保育所、幼稚園等と家庭では、様々なツールでつながっていますが、それぞれのツールの目的に合った使用が求められますので、それらを勘案し、どのような周知方法がより情報を求めている人に届きやすいかを検討して、支援制度等を周知していきたいと考えております。	無	3
27	第5章 1 計画の推進体制	P37	●計画の推進体制について P37 計画の推進体制と進捗管理の図、子どもと保護者を守る機関（外の丸）として、児童福祉関係機関・団体を加えたらどうか。	ご意見のとおり、計画の推進体制の図に掲げた団体のほかにも、児童福祉機関や団体がありますので、配置を見直し、児童福祉機関・団体を追加します。	有	1
28			●子どもや親子が集まる場所等について 質問 19 につながることだが、米沢市は子どもが集まる場所、遊べる場所、自然と親子が集まる場所が極端に少ない。実際子どもが行って楽しかった場所は山形市のべにっこ広場、天童のゲンキッズ、福島十六沼公園など。 子どもが集まり親も集まる場所を作り、そこに支援する人、相談できる窓口などあれば理想と考える。 ここで意見するのはズレていると認識しているが、米沢で子育てするものとして、それなりに大きい市であるのに、子どもと子育て世代が離れていくのは見てられない。財源が厳しいことは承知しているが、それでも未来ある子どもにお金をかけてほしいと思う。	ご意見のとおり、子育てしやすい環境づくりとして、子どもと大人が集まる場所の充実は大切なものと考えております。 今後のハード面の整備としましては、質問 19 と重なりますが、令和 5 年 10 月オープンの屋内遊戯施設を併設した「子育て世代活動支援センター」を予定しています。もういく広場に続き、かねてより要望の多かった屋内の遊戯施設の開設が実現することになります。 ソフト面としましては、親子が集まるイベントとして、「親子 de チャレンジ」を年数回、文化センターで実施しており、料理、体操、木工、脱出ゲーム等、多彩な講座を開催しております。 米沢鷹山大学でも、親子工作や茶道、各種スポーツ等、子どもや親子で参加できる様々な講座を用意しておりますので、ぜひご活用ください。	無	3

				今後も、子どもや親子が集まれるような場を考えてまいります。		
29			●支援者の資質や知識を向上させる取組について 困窮世帯にも関わらず、大手キャリア契約で高額スマホを月賦購入していたり、コンビニ ATM を利用して手数料を支払っていたりと、無駄な支出をしているケースが見られる。 そのため、家計支援の必要性はもちろんだが、支援者が家計改善の適切な提案ができるよう、支援者の資質や知識を向上させる取組や支援について、今後検討していただきたい。	(社会福祉課回答) 家計支援について、家計改善支援事業を県の事業を活用し、家計管理に関する支援として行っているほか、生活困窮者自立相談支援事業でも家計を含めた生活相談を行っております。 これらの支援員に対し、国などで研修会を行っており、積極的な参加を促しているところですが、これらの研修会等を活用し、引き続き支援者の知識向上に努めてまいります。	無	3
30	資料編 米沢市子どもの貧困対策推進委員会 名簿、会議の内容等	資料編 P31 ～ 32	●計画策定の構成機関の掲載について 本計画は米沢市が独自で作成されたのであれば特に問題はないが、作成に当たってのメンバー、職名とは出さずとも「構成機関」は＝米沢市子ども家庭支援推進協議会であれば、掲載してはどうでしょうか。	ご意見のとおり、計画策定の記録となりますので、本計画策定に係る構成機関である「子どもの貧困対策推進委員会」の委員名簿と会議の内容等について、資料編に追加することといたします。	有	1

※1 区分は下記のように分類しています。

区 分	1	案に反映できるもの
	2	既に盛り込み済みのもの
	3	今後の参考になるもの
	4	反映できないもの